

OUTSOURCE2VIETNAM.COM による分かりやすい参考資料

職務著作契約と知的財産権の帰属

ベトナムの委託先とバイヤーが契約前に知っておくべきこと

本書は法的助言ではありません。本書は一般的な参考資料であり、専門の法律顧問に代わるものではありません。

この問題は、海外バイヤーとベトナムのベンダーとの間のアウトソーシング関係において常に発生します。納品後、成果物を実際に所有するのは誰なのか。この点が明確にされることは稀であり、私たちが目にする紛争の中でも最も一般的な原因の一つです。これは法的助言ではありません——O2VNは法律事務所ではなくディレクトリ・プラットフォームです——しかし、以下ではこの問題の実務上の輪郭と、なぜそれが業務委託関係において多くの人が思う以上に重要であるのかを説明します。

根本的な違い

成果物の所有権は、誰がどのような関係のもとで作成したかに完全に依存します。

従業員

職務の範囲内で作成された知的財産は自動的に雇用主に帰属します。追加の書面は不要です——これは標準的な雇用法に組み込まれています。重要なのは、職務記述書と雇用契約が範囲を明確に定義していることです。

業務委託先（アウトソーシング先を含む）

所有権は自動的に移転しません。権利譲渡を明記した書面による合意がない限り、委託先は自らの成果物に対する権利を保持し続ける可能性があります。これが紛争の原因となる抜け穴です。

ベトナムへのアウトソーシングにおいて特にこれが重要な理由

ベトナムの業務委託関係の多くは——ソフトウェア開発、製造、デザイン、BPOのいずれであっても——雇用ではなく独立した業務委託契約として構成されています。つまり、雇用主による自動的な所有権のルールはデフォルトでは適用されません。バイヤーがベトナムのベンダーに業務を委託し、契約書に明確な知的財産権譲渡条項がない場合、ベンダーは全額支払い後であっても、自らが制作したものに対する権利を保持する可能性があります。

実務上のポイント

ベトナムの業務委託先と取引を行うバイヤーは、作業開始前に——開始後ではなく——知的財産権の帰属を定めた署名済みの合意書を必要とします。ベトナムのベンダー側も、自らが何を譲渡し、何を保持しているのかを正確に理解しておくべきです。これは、コンポーネント、テンプレート、コードを他のクライアント案件で再利用できるかどうかに関わるためです。

しっかりとした職務著作契約で固めておくべき事項

単なるチェックリストではなく、5つの機能別グループに分けて整理します。

01 誰が何を所有するか

- 成果物が明確に「職務著作（work for hire）」と明記されている
- すべての権利、草案、暫定版が委託者に移転する
- 許可なく再販・再利用する権利を委託先が放棄する

02 納品される内容

- タスク、成果物、マイルストーン、納期の明確な定義
- 支払額、支払いスケジュール、経費の取り扱い

03 リスク対策

- 期間を明記した秘密保持条項
- 第三者が所有権を争った場合の補償条項
- 双方の責任制限
- 該当する場合の保険要件
- 成果物がオリジナルであり、第三者の権利を侵害しないことの保証

04 契約終了時の取り決め

- 解除条件と予告期間
- 契約終了時の資料・アクセス権の取り扱い
- 契約終了後の顧客・従業員への勧誘禁止条項

05 細則

- 準拠法・裁判管轄——国境を越えた取引ではどの国の法律が適用されるかを明記する
- 紛争解決方法（調停、仲裁など）
- 不可抗力条項
- 書面による変更のみを認める条項
- 双方の署名（電子署名可）

結論

従業員はデフォルトで保護されますが、業務委託先はそうではありません——そして、ベトナムのアウトソーシング契約のほぼすべてが委託先のカテゴリーに該当します。すべての契約には、それぞれ明確に署名された知的財産権の譲渡が必要です。これは出発点としての枠組みであり、法的助言ではありません。実際の契約を締結する前には、関連する法域の資格を持つ法律専門家によるレビューを受けてください。